



2025年7月16日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者  
此下 竜矢  
(コード番号 5103 スタンダード市場)  
問合せ先 取締役兼最高執行責任者兼  
最高財務責任者 庄司 友彦  
(TEL. 04-7131-0181)

### Group Lease PCLに対する訴訟の提起について

当社の持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL. (以下、「GL」)に対して、2025年6月27日にJ Trust Asia Pte. Ltd. (以下「JTA」) がタイ王国民事裁判所において民事訴訟を提起いたしました。訴状はGLに送達され、本日GLより本件に関する報告を受けましたので、以下のとおりお知らせいたします。

#### 1. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

J Trust Asia Pte. Ltd.の子会社であるJTAは、当時、当社連結子会社であったGroup Lease PCLの転換社債(合計2億1千万USドル・日本円約223億円、(第1回3千万USドル・日本円約31億円、第2回1億3千万USドル・日本円約138億円、第3回5千万USドル・日本円約53億円))を引き受ける等をしておりましたが、JTAは、GL及びGLの連結子会社であるGroup Lease Holdings PTE. LTD. (以下「GLH」)等が投資を促すために、同社グループの財務諸表を改ざんし、GLが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、GL及びGLHに対し損害賠償を求めておりました。

当該請求につきましては、2020年10月7日付「シンガポールにおけるJ Trust Asia Pte. Ltd.によるGroup Lease Holdings PTE. LTD.に対する民事訴訟の判決について」で公表しておりますとおり、当該シンガポール共和国での損害賠償訴訟の判決は下され、シンガポール共和国での訴訟については終結に至っております。

しかしながらJTAはその後当社グループ及びGL関連会社各社に対して複数の国において損害賠償を求めて訴訟を提起しております。

#### 2. 訴訟を起こした者の概要

- (1) 名称 : J Trust Asia Pte.Ltd.
- (2) 所在地 : シンガポール共和国
- (3) 代表者の役職・氏名 : 代表取締役社長 藤澤信義

### 3. 本件の内容

JTAは、GLに対し、第2回投資の元本1億3千万USドル及び利息、損害賠償及び弁護士費用として7,169,005,187.50バーツ（約288億円）を求めております。

### 4. 今後の見通し

GL及び当社としましては、その他の多数の訴訟と同じく不当な濫訴が行われていると考えております。当社グループの資産の保全及び、損害を回復すべく最善の手段を講じてまいります。また、公表すべき事項が生じた場合には改めてお知らせいたします。

以 上